健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生などに必要な行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

【公 表 内 容】

■健全化判断比率

①実質赤字比率

市町村の一般会計等の赤字の程度を示す比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全ての会計の赤字・黒字を合算し、市町村全体としての赤字の程度を示す比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{一般会計等及び特別会計と公営企業会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

市町村の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（特別会計等への繰出金等のうち地方債の償還の財源となるもの）の大きさを指標化し、財政負担の程度を示す比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{地方債の元利償還金等－交付税算入額等}}{\text{標準財政規模－交付税算入額}}$$

④将来負担比率

市町村の一般会計等の地方債や今後支払いが見込まれる実質的な負担額を指標化し、将来負担の程度を示す比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{一般会計等の将来負担額－充当可能財源等}}{\text{標準財政規模－交付税算入額}}$$

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な一般財源の収入額（標準税収入額等+普通交付税）に臨時財政対策債発行可能額（令和7年度はゼロ）を加えたものです。

■資金不足比率

公営企業会計の事業規模に対する資金不足の程度を示す比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

健全化判断比率のうちひとつでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

令和7年度決算に基づき算定した佐々町の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、下表のとおりです。

■健全化判断比率（%）

指　　標	佐々町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	― （△9.0）	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	― （△30.3）	20.0	30.0
③実質公債費比率	7.9	25.0	35.0
④将来負担比率	― （△30.9）	350.0	

※比率がマイナスの場合は、「―」で表示されます。（　）内は、参考として算定結果の比率を記載しています。

■資金不足比率（%）

会計の名称	佐々町	経営健全化基準
佐々町水道事業会計	― （△256.9）	20.0
佐々町公共下水道事業会計	― （△4.7）	

※比率がマイナスの場合は、「―」で表示されます。（　）内は、参考として算定結果の比率を記載しています。

☆算定した結果、佐々町の比率は、すべて健全段階の基準内です。

☆今後も引き続き健全な財政運営に努めます。